

ベルギー刑法典第1編（一）

井上, 宜裕
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/4102265>

出版情報 : 法政研究. 87 (2), pp.43-57, 2020-10-15. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

ベルギー刑法典第1編 (一)

井上 宜裕 (訳)

はしがき

ベルギー刑法典

第1編 犯罪及び処罰一般

第1章 犯罪

第2章 刑罰

第1節 刑罰の種類

第2節 重罪刑

第3節 軽罪拘禁刑

第4節 違警罪拘禁刑

第5節 重罪及び軽罪に共通の刑罰

第5節の2 電子監視刑 (以上本号)

第5節の3 労働刑

第5節の4 独立した保護観察刑

第6節 三種の犯罪に共通の刑罰

第3章 重罪、軽罪または違警罪につき宣告されうるその他の有罪判決

第4章 重罪または軽罪の未遂

第5章 累犯

第6章 複数の犯罪の競合

第7章 同一犯罪への複数人の関与

第8章 正当化及び宥恕事由

第9章 刑罰軽減事情

第10章 刑の消滅

第11章 他国の刑事裁判によって宣告された有罪判決の考慮

はしがき

現行ベルギー刑法典⁽¹⁾は一八六七年に制定されたもので、一八一〇年フランス刑法典、いわゆるナポレオン刑法典の影響を強く受けている。

例えば、正当防衛のような正当化事由が総則ではなく、殺傷罪を規定する各則規定の中に存在する点⁽²⁾は、ナポレオン刑法典⁽³⁾と酷似している。そこで展開される議論は、フランスにおける問題状況と比較しても興味深い。

他方で、ベルギー刑法は、フランス刑法に先駆けて、独立した刑罰として、保護観察刑や電子監視刑を導入する¹⁾等、前衛的な面も有している。フランスにおいて、一連の刑罰改革の中で、保護観察の位置づけをめぐって議論が重ねられ、刑事強制の発展的解消に向かおうとしている状況⁵⁾と対比させつつ、ベルギーの現状を考察するのも示唆的である。

なお、フランスで実現されたのと同様、ベルギーでも刑法典の全面改正⁶⁾が予定されている。フランスでは、ナポレオン刑法典から現行刑法典に移行し、さまざまな点で、学説及び判例の問題状況が大きく変化した。ベルギーにおいても、刑法典の改正が実現されれば、フランスと同様の展開が予想される。

以上の諸点を比較法的に検討する前提として、ベルギー現行刑法典を示すことには、一定の意義があると思われる。そこで、さしあたって、以下では、ベルギー刑法典の総則部分（第1編―犯罪及び処罰一般）を訳出する。

ベルギー刑法典

第1編 犯罪及び処罰一般

第1章 犯罪

第一条―①法律が重罪刑で処罰する犯罪は、重罪である。

②法律が軽罪刑で処罰する犯罪は、軽罪である。

③法律が違警罪刑で処罰する犯罪は、違警罪である。

第二条―①いかなる犯罪も、当該犯罪が実行される以前に法律によって定められていない刑罰で処罰されない。

②裁判時に施行されている刑罰が犯罪行為時に定められていた刑罰と異なる場合、その最も軽い刑罰が適用される。

第三条―王国の領土で、ベルギー人または外国人によって行われた犯罪は、ベルギー法の規定によって処罰される。

第四条―王国の領土外で、ベルギー人または外国人によって行われた犯罪は、法律によって定められた場合のみ、ベルギーで処罰される。

第五条―①全ての法人は、犯罪が法人の目的実現もしくは

利益確保と本質的に結びついている場合、または、当該犯罪が法人の計算で行われたことを具体的事実が証明している場合、刑法上責任を負う。

② 法人の責任が専ら特定の自然人の介在の故に生じる場合、最も重大な罪過を犯した者のみが有罪宣告されうる。特定の自然人が意識的かつ自発的に罪過を犯した場合、その者は、有責な法人とともに有罪宣告されうる。

③ 以下のものは、法人と同視される。

一 当座組合 (associations momentanées) 及び匿名組合 (associations en participation) 。

二 会社法 (lois coordonnées sur les sociétés commerciales) 第二條第三項に規定される会社、及び、設立中の商會会社 (sociétés commerciales en formation) 。

三 商會会社の形態を取らなかつた民事會社 (sociétés civiles) 。

④ 以下のものは、本項の適用において、刑法上有責な法人と見なされえない。連邦國家 (Etat fédéral) 。

地域 (régions) 。

共同體 (communautés) 。

州 (provinces) 。

救急管區 (zones de secours) 。

前置區域 (prézones) 。

ブリュッセル首都圈地域 (agglomération bruxelloise) 。

基礎自治體 (communes) 。

複數基礎自治體區域 (zones

pluricommunales) 。

基礎自治體內地域機構 (organes territoriaux intra-communaux) 。

フランス語共同體委員會 (Commission communautaire française) 。

フラマン語共同體委員會 (Commission communautaire flamande) 。

合同共同體委員會 (Commission communautaire commune) 。

及び、公的社會扶助センター (centres publics d'aide sociale) 。

第六條—法院及び裁判所は、本法典によつて規定されていない全ての事項について、特別法及び規則を引き続き適用する。

第2章 刑罰

第1節 刑罰の種類

第七條—(自然人によつて行われた) 犯罪に適用される刑罰は、以下のとおりである。

重罪について、

- 一 懲役刑 (réclusion) 。
 - 二 禁錮刑 (détenion) 。
- 輕罪及び違警罪について、
- 一 拘禁刑 (emprisonnement) 。

- 二 電子監視刑 (peine de surveillance électronique)´
 - 三 労働刑 (peine de travail)´
 - 四 独立の保護観察刑 (peine de probation autonome)。
- 一号ないし四号で定められる刑罰は、重疊的に適用されない。
- 重罪及び軽罪について、
- 一 特定の政治的権利及び市民権の停止、
 - 二 刑罰適用裁判所の裁量に委ねられること。
- 重罪、軽罪及び違警罪について、
- 一 罰金 (amende)´
 - 二 特別没収 (confiscation spéciale)。
- 第七条の二―法人によって行われた犯罪に適用される刑罰は、以下のとおりである。
- 重罪、軽罪及び違警罪について、
- 一 罰金、
 - 二 特別没収、公法上の法人に対して宣告される、第四二条第一号に定められる特別没収は、民事上、差押可能な財産のみを対象としうる。
- 重罪及び軽罪について、
- 一 解散 (dissolution)、解散は、公法上の法人に対して

は宣告されえない。

- 二 会社の目的に属する活動の禁止、但し、公役務に属する活動は除く。
- 三 一つまたは複数の施設の閉鎖、但し、公役務に属する活動を行う施設は除く。
- 四 判決の公表または配布。

第2節 重罪刑

第八条―懲役刑は、無期または有期とする。

第九条―有期懲役刑は、以下の期間につき宣告される。

- 一 五年以上一〇年以下、
- 二 一〇年以上一五年以下、
- 三 一五年以上二〇年以下、
- 四 二〇年以上三〇年以下、
- 五 三〇年以上四〇年以下。

第一〇条―禁錮刑は、無期または有期とする。

- 第一一条―有期禁錮刑は、以下の期間につき宣告される。
- 一 五年以上一〇年以下、

- 二 一〇年以上一五年以下、
- 三 一五年以上二〇年以下、
- 四 二〇年以上三〇年以下、
- 五 三〇年以上四〇年以下。

第二二条―無期の懲役刑または禁錮刑は、犯罪行為時に満一八歳に達していない者に対しては宣告されない。

第二三条 (廃止)

第二四条 (廃止)

第二五条 (廃止)

第二六条 (廃止)

第二七条 (廃止)

第一八条―無期懲役刑もしくは無期禁錮刑、または、二〇年以上三〇年以下もしくは三〇年以上四〇年以下の懲役刑もしくは禁錮刑の宣告を含む判決は、抄本が作成され、重

罪が行われた基礎自治体及び判決が下された基礎自治体において、掲示される。

第一九条―無期懲役刑もしくは無期禁錮刑、有期懲役刑もしくは二〇年以上三〇年以下もしくはそれを超える有期禁錮刑を宣告する全ての判決は、被有罪宣告者に対して、その者の保持する資格 (titres)、職階 (grades)、役務 (fonctions)、官職 (emplois) 及び公職 (offices publics) の剥奪を宣告する。

第二〇条 (廃止)

第二一条 (廃止)

第二二条 (廃止)

第二三条 (廃止)

第二四条 (廃止)

資料
第3節 軽罪拘禁刑

第二十五条―①軽罪拘禁刑の期間は、法律に定めのある場合を除いて、八日以上五年以下である。

②この期間は、軽罪化された、五年以上一〇年以下の懲役刑で処罰される重罪の場合、五年以下である。

③この期間は、軽罪化された、一〇年以上一五年以下の懲役刑で処罰される重罪の場合、一〇年以下である。

④この期間は、軽罪化された、一五年以上二〇年以下の懲役刑で処罰される重罪の場合、一五年以下である。

⑤この期間は、軽罪化された、二〇年以上三〇年以下の懲役刑で処罰される重罪の場合、二八年以下である。

⑥この期間は、軽罪化された、三〇年以上四〇年以下の懲役刑で処罰される重罪の場合、三八年以下である。

⑦この期間は、軽罪化された、無期懲役刑で処罰される重罪の場合、四〇年以下である。

⑧拘禁刑の一日は、二四時間である。
⑨拘禁刑の一月は、三〇日間である。

第二十六条（廃止）

第二十七条（廃止）

第4節 違警罪拘禁刑

第二十八条―違警罪拘禁刑は、法律がこれとは別異に定める場合を除き、一日を下回ることも、七日を超えることもできない。

第二十九条（廃止）

第三〇条―①有罪判決確定前に行われる全ての拘禁は、単なる有責性の宣告を除く、この有罪判決の原因となる犯罪を理由とする場合、受けるべき自由剥奪を伴う刑期に算入される。

②少年の保護、犯罪と擬律される行為をした少年のケア及びこの行為によって生じた損害の賠償に関する一九六五年四月八日の法律第五二条の四、または、犯罪と擬律される行為をした少年の仮収容に関する二〇〇二年三月一日の法律において定められる、閉鎖環境への収容を内容とする全ての仮措置は、同様の条件において、上記一九六五年四月八日の法律第五七条の二に従って移送された者が宣告される自由剥奪を伴う刑期に算入される。

第三〇条の二―自由剥奪を伴う刑を宣告された者は、国王

によって指定される施設においてその刑の執行を受ける。

第三〇条の三 (廃止)

第5節 重罪及び軽罪に共通の刑罰

第1款 自然人に適用される重罪及び軽罪に共通の刑罰

第三十一条—1無期の懲役刑もしくは禁錮刑、一〇年以上の懲役刑、または、二〇年以上の拘禁刑を宣告する全ての判決は、被有罪宣告者に対して、以下の権利の無期限停止を言い渡す。

- 一 役務、官職または公職に従事すること、
- 二 被選挙資格 (*eligibilité*)、
- 三 勲章 (*décoration*)、爵位 (*titre de noblesse*) をもち、
- 四 陪審員 (*juré*)、鑑定人 (*expert*)、証書作成における立会人 (*témoin instrumentaire*) または保証人 (*certificateur*) なること、単なる情報提供とは異なり、裁判所に提訴すること、
- 五 自己の子供以外で、後見人 (*tuteur*)、後見監督人 (*subrogé tuteur*) もしくは保佐人 (*curateur*) の職に就くこと、及び、不在推定者の財産について裁判所選任の

管理人 (*administrateur judiciaire*) になること、または、民法典第四九二条第一項によって保護される者の財産管理人になること、

六 武器もしくは弾薬を製造、改変、修繕、譲渡、所持、携帯、運搬、輸入もしくは輸出すること、または、軍務に就くこと。

②前項で定められる有罪判決は、さらに、被有罪宣告者に対して、投票権の無期限または二〇年以上三〇年以下の停止を宣告しうる。

第三十二条—法院及び裁判所は、五年以上一〇年以下の懲役刑、有期禁錮刑または一〇年以上二〇年以下の拘禁刑の宣告を受けた者に対し、第三十一条で定められる権利の行使の全部または一部を無期限または一〇年以上二〇年以下の期間、禁止しうる。

第三十三条—①第三十二条及び第三十二条の適用を留保しつつ、法院及び裁判所は、法律によって定められる場合に、軽罪の被有罪宣告者に対し、第三十一条第一項で列挙される権利の行使の全部または一部を五年以上一〇年以下の期間、禁止しうる。

② 法院及び裁判所は、重罪刑が一〇年以下の拘禁刑に減刑された有責者に対し、同様の禁止を同様の期間、宣告しうる。

第三三条の二―第三二条及び第三二条の適用を留保しつつ、法院及び裁判所は、軽罪の被有罪宣告者に対し、第三条第二項で定められる権利の行使を五年以上一〇年以下の期間、禁止しうる。

第三四條―① 有罪判決によつて決定される禁止の期間は、被有罪宣告者とその刑罰を受けるかまたはそれを命じられた日から起算する。

② 禁止は、さらに、対審または職権による有罪判決が確定した日からその効果を生じる。

③ 刑の停止、執行猶予及び保護観察に関する一九六四年六月二十九日の法律の適用により、刑の執行につき全部または一部執行猶予の恩恵を受ける被有罪宣告者に対して宣告される禁止は、執行猶予が取り消されない限り、執行猶予の起算日から進行する。

第1款の2 刑罰適用裁判所の裁量に委ねられること

第三四條の二―刑罰適用裁判所の裁量に委ねられることは、法律によつて定められる場合に、社会を保護するため、人身の完全性を毀損する一定の重大な行為をした者に対して宣告されなければならないか、または、宣告される補充刑である。この補充刑は、主刑である拘禁刑または懲役刑の満了時から起算される。

第三四條の三―法院及び裁判所は、以下の有罪判決の枠内で、主刑の終了時から起算される、五年以上一五年以下の期間、刑罰適用裁判所の裁量に委ねる旨、宣告する。

一 第五四條及び第五七條の二に基づく有罪判決、但し、先の刑罰が政治犯罪につき宣告された場合を除く、

二 重罪後の重罪の累犯を認定する、第五七條及び第五七條の二に基づく有罪判決、但し、先の刑罰が政治犯罪につき宣告された場合を除く、

三 第一三七條、当該犯罪が死を惹起する場合の第三七六條第一項、第四一七條の三第三項第二号及び第四二八條第五項に基づく五年以上の自由剥奪刑を宣告する有罪判決。

第三四條の四―法院及び裁判所は、以下の有罪判決の枠内で、主刑の満了時から起算される、五年以上一五年以下の

期間、刑罰適用裁判所の裁量に委ねる旨、宣告しうる。

一 故意に重大な苦痛、または、身体的完全性もしくは肉体的もしくは精神的健康に重大な侵害をもたらした行為につき、五年以上の拘禁刑、または、第九九条の二に従って顧慮される等価刑の宣告を受けた後、有罪判決が確定力をえた時点から起算して一〇年以内に、同種の行為で再び宣告される者に対する有罪判決、

二 第一三六条の二乃至第一三六条の七、第三四七条の二 § 4 第一号末尾、第三九三条乃至第三九七条、第四一七条の四第三項第二号、第四三三条の八第一号、第四七五条、第五一八条第三項、並びに、第五三二条に基づく有罪判決、
三 第三七一／一条第二項及び第三項、第三七二条、第三七三条第二項及び第三項、第三七五条、第三七六条第二項及び第三項、並びに、第三七七条第一項、第二項、第四項及び第六項に基づく有罪判決、
四 第六一条、第六二条または第六五条の適用による、第一号乃至第三号に規定されていない競合する犯罪に基づく有罪判決。

第三四条の五—①刑罰適用裁判所に委ねることが法律上必ずやない場合、累犯の基礎を形成する犯罪に関する一件

書類は、訴訟資料に添付され、判決理由がそこに明記される。

②累犯の基礎を形成する犯罪が他のEU加盟国で宣告される有罪判決において証明される場合、判決の正本と一致する写しが、いずれの場合にも、手続書類に添付される。

第2款 法人に適用される重罪及び軽罪に共通する刑罰
第三五条—①法人が有罪宣告を受ける可罰的な活動を実行するために意図的に創設された場合、または、法人の目的がそのような活動を実行するために意図的に逸脱された場合、判事によって解散が決定されうる。

②判事は、解散を決定する場合、法人の清算について審理するため、事件を管轄裁判所に移送する。

第三六条—法人の会社目的に属する活動を実行することの一時的または終局的禁止は、法律によって定められる場合、判事によって宣告されうる。

第三七条—一つまたは複数の法人施設の一時的または終局的閉鎖は、法律によって定められる場合、判事によって宣告されうる。

第三七条の二―被有罪宣告者の費用負担による判決の公表または配布は、法律によって定められる場合、判事によって宣告されうる。

第5節の2 電子監視刑

第三七条の三§1―①行為が一年以下の拘禁刑をもたらしうる場合、判事は、宣告されたであろう拘禁刑と同一の期間、電子監視刑を主刑として宣告することができ、電子監視刑が執行されない場合、拘禁刑が科されうる。この補充的な拘禁刑の期間を確定するに際して、科された電子監視刑の一日は、拘禁刑の一日に相当する。

②電子監視刑は、§2に従って判事によって決定された期間、許可された移動または不在を除いて、定められた住所に存在する義務からなる。存在の監視は、特に電子的手段によって実施されるが、§5に従って、この義務は条件を伴う。

③電子監視刑は、以下の行為に対しては宣告されえない。

- 一 第三七五条乃至第三七七条に定められる行為、
- 二 第三七九条乃至第三八七条に定められる行為で、当該行為が未成年者に対して行われたかまたは未成年者の助力によって行われた場合、

三 第三九三条乃至第三九七条に定められる行為。

§2―①電子監視刑の期間は、一月を下回ることも一年を超えられない。第八五条に従い、刑事裁判官は、刑罰軽減事情を顧慮しうるが、電子監視刑の期間は、それ自体、一月を下回ることはいかならない。

②電子監視刑は、司法上の決定が確定力をえた日から六月以内に執行されなければならない。この期間の超過が被有罪宣告者の責に帰される場合、検察官は、電子監視刑の執行をさらに延期するか、補充的な拘禁刑を執行するかを決定する。この期間の超過が被有罪宣告者の責に帰されない場合、刑罰は、時効にかからない限り、最初の期間満了後、六月以内に執行されなければならない。

§3―①電子監視刑の適用のため、検察官、予審判事、予審裁判所または判決裁判所は、電子監視の編成及び監督につき権限ある機関に、即ち、被疑者、被告人または被有罪宣告者の居住地の司法管轄内にある「電子監視所轄機関」に簡易な調査報告と社会調査の実施の双方またはいずれか一方の任を負わせることができる。

②この報告または調査は、当該刑罰の時宜性に関し電子監視所轄機関に問い合わせた官憲に対し、判断材料となりうる関連情報のみを含む。

③被告人と同居する全ての成人は、この社会調査の枠内で、自己の所見を聴取される。簡易な調査報告書または社会調査報告書は、問い合わせた月内に、一件書類に添付される。

§ 4—①電子監視刑が、検察官の請求または被告人の請求により、判事によって検討される場合、判事は、審理の最終前に、当該刑罰の射程について被告人に通知し、命じうる具体的内容、及び、§ 5に從つて課しうる個別化された条件に関し、適宜指示を与え、被告人の所見を聴取する。判事は、同様に、この点に関し、場合によっては存在する被害者の利益を顧慮しうる。判事は、被告人が法廷に出席または代理されており、かつ、被告人が自らまたは弁護人を介して同意を与えた後でなければ、電子監視刑を宣告することができない。社会調査の枠内で聴取されなかったか、または、いかなる社会調査も実施されなかった場合、被告人と同居する全ての成人は、判事によって所見が聴取される。

②検察官によつて請求されまたは被告人によつて請求られた電子監視刑につき、その宣告を拒否する判事は、決定にその理由を付さなければならぬ。

§ 5—①判事は、電子監視刑の期間を確定し、併せて、電

子監視刑の具体的態様に関する指示を与えることができる。

②電子監視刑は、常に、以下の一般的条件を伴う。

一 犯罪をしないこと、

二 住所を定めること、住所を変更する場合、遅滞なく、検察官及び電子監視所轄機関に対し、新たな居住地の住所を届け出ること、

三 電子監視所轄機関の呼び出しに応じること、及び、この機関によつて確定された具体的態様を遵守すること。

③判事は、このほか、被害者の利益において、個別化された特別条件に被有罪宣告者を服さしめることができる。この条件は、特定の場所への立ち入り及び被害者との接触禁止と、被害者への賠償の双方またはその一方を対象とする。

第三七条の四§ 1—電子監視刑を宣告する判決が確定力をえた場合、書記官は、直ちに、この刑罰を執行させるため、電子監視所轄機関に通知する。このため、この機関は、通知から七就業日以内に被有罪宣告者と連絡を取り、同人を聴取した後、同人の所見を顧慮した上で、刑の執行の具体的態様を決定し、遅滞なく、権限を有する検察官に通知す

§2―警察の職務に関する一九九二年八月五日の法律第二〇条の適用を妨げることなく、検察官は、被有罪宣告者を監督する任を負う。電子監視所轄機関の公務員は、電子監視刑の執行を監督し、被有罪宣告者の監視または補導を確実に行う。

§3―①第三七条の三§5に従って電子監視刑の全部または一部が実施されない場合、電子監視所轄機関の公務員は、遅滞なく、権限を有する検察官にその旨通知する。その場合、権限を有する検察官は、司法上の決定において確定された拘禁刑を執行する旨決定することができ、決定に際し、被有罪宣告者に対して既に執行された電子監視刑の部分を顧慮する。この場合、執行された電子監視刑の一日は、拘禁刑の一日に相当する。全部または一部の不執行が新たな犯罪に関わる場合、電子監視刑の執行中に、被有罪宣告者が軽罪もしくは重罪または第九九条の二に従って顧慮される相応する犯罪を行ったことが、確定力をえた判決によって証明されなければならない。

②権限を有する検察官は、決定に理由を付し、可及的速やかに、書面によってその決定を以下の者に通知する。
―被有罪宣告者、

―被有罪宣告者が居住する自治体の地方警察の連隊長、
―警察の職務に関する一九九二年八月五日の法律第四四〇二条に定められる国立データバンク、
―電子監視所轄機関。

§4―①電子監視刑が三カ月に達するかまたはこれを超える場合、被有罪宣告者は、刑期の三分の一が経過した後、電子的手段によって行われる監視の停止を請求することができる。刑罰の執行に際し、電子監視所轄機関によってこの可能性が被有罪宣告者に通知されなければならない。被有罪宣告者は、時間的条件を充足した時点から、この停止を与えるため、権限を有する検察官に対して、書面で請求することができる。被有罪宣告者は、書面によるこの請求の写しを電子監視所轄機関に送付する。

②電子監視所轄機関は、一五日以内に、電子監視の具体的内容に関して、また、必要に応じて、被有罪宣告者に課せられた個別化された特別条件についても、その計画遵守につき権限ある検察官に意見を表明する。この意見は、被有罪宣告者が電子監視刑の執行中に新たな犯罪を行ったか否かを示す。さらに、この意見は、電子的手段によって実施される監視の停止を付与するか拒否するかについての理由を付した提案を含み、必要に応じて、電子監視所轄機関が

被有罪宣告者に課す必要があると思料する特別条件を修正する。

③ 権限ある検察官は、被有罪宣告者が新たな犯罪を犯さず、かつ、電子監視の具体的内容、必要に応じて、被有罪宣告者に課されていた個別化された特別条件につき、その計画を遵守したときは、意見を受領した月内に、電子的手段によって行われる監視の停止を付与する。

④ 電子的手段によって行われる監視の停止が承認された場合、被有罪宣告者は、電子監視刑の残部分につき観察期間に服する。この場合、観察期間の一日は、科された電子監視刑の一日に相当する。被有罪宣告者は、一般条件、及び、必要に応じて、被有罪宣告者に命じられた特別条件に服する。

⑤ 権限ある検察官は、その決定を、可及的速やかに、書面によって以下の者に通知する。

― 被有罪宣告者、

― 被有罪宣告者が居住する自治体の地方警察の連隊長、

― 警察の職務に関する一九九二年八月五日の法律第四四／二条に定められる国立データベース、

― 電子監視所轄機関。

⑥ 停止の請求が拒否された場合、新たな請求は、拒否から

二カ月経過後にのみ可能である。

⑦ 一般条件、及び、必要に応じて被有罪宣告者に課された特別条件の不遵守の場合、電子的手段によって行われる監視の停止が取り消されうる。

⑧ 権限ある検察官は、この点につき、被有罪宣告者の所見を聴取する。被有罪宣告者が聴取のための召喚に応じない場合、当該検察官は、電子的手段によって行われる監視の停止を取り消すか、または、補充的拘禁刑を執行するかを決定することができる。不遵守が新たな犯罪の実行を禁止する一般条件に関わる場合、電子監視刑の執行中または電子的手段によって行われる監視の停止中に、被有罪宣告者が軽罪もしくは重罪または第九九条の二に従って顧慮される相応する犯罪を行ったことが、確定力をえた判決によって証明されなければならない。

⑨ 電子的手段によって行われる監視を停止する決定は、以下の点に関する決定を含む。

― 検察官によって課される、停止にかかる特別条件、

― 観察期間の残期間につき、電子監視の執行、

― 必要に応じて、判決裁判所によって課された特別条件の再設定。

⑩ 権限ある検察官は、その決定を、可及的速やかに、書面

によって以下の者に通知する。

―被有罪宣告者、

―被有罪宣告者が居住する自治体の地方警察の連隊長、

―警察の職務に関する一九九二年八月五日の法律第四四〇

二条に定められる国立データバンク、

―電子監視所轄機関。

§5―§1乃至§4で規定される検察官は、電子監視刑を宣告した判決裁判所付の検察官である。

注

- (1) 現行ベルギー刑法典については、既に、三〇年以上前に詳細に紹介されている。横山潔「ベルギー刑法典(一)」・(二)・(三)・(四)・(五)・完」外国の立法(国立国会図書館調査及び立法考査局編)二二巻五号(一九八三年)二五九頁以下、二二巻六号(一九八三年)三七三頁以下、二二巻一号(一九八四年)三五頁以下、二三巻二号(一九八四年)七九頁以下、二三巻三号(一九八四年)一四一頁以下。
- (2) ベルギー刑法典「第四一六条―殺人、傷害及び殴打が自己または他人の正当防衛の現在する緊急によって要請される場合、重罪も軽罪も成立しない。」「第四一七条―以下の二つの場合は、防衛の現在する緊急の場合に含まれる。一 夜間、人が居住する住宅、アパートマンまたはその付

属物の囲い、扉もしくは入口を乗り越えまたは侵入する行為を阻止する際に、殺人、傷害または殴打がなされた場合、但し、防衛行為者が、乗り越えまたは侵入を試みる者の直接的目的として、または、この者の計画が遭遇するであろう抵抗の帰結として、人身に対する侵害があると思いいえなかったことが証明される場合を除く。二 暴力を伴って実行される盗または略奪の行為者から自己を防衛するために行為がなされた場合。」

- (3) ナポレオン刑法典「第三七条―殺人、傷害及び殴打が法律の命令及び正当な官憲の指令によって命じられた場合には、重罪も軽罪も成立しない。」「第三二八条―殺人、傷害及び殴打が自己または他人の正当防衛の現在する緊急によって要請された場合、重罪も軽罪も成立しない。」「第三二九条―以下の二つの場合は、防衛の現在する緊急の場合に含まれる。一 夜間、人が居住する住宅、アパートマンまたはその付属物の囲い、扉もしくは入口を乗り越えまたは侵入する行為を阻止する際に、殺人、傷害または殴打がなされた場合、二 暴力を伴って実行される盗または略奪の行為者から自己を防衛するために行為がなされた場合。」

- (4) この点に関しては、末道康之「ベルギーにおける刑罰制度の改正―電子監視刑と保護観察刑について」南山法学三巻三二四号(二〇一五年)一五三頁以下参照。

- (5) 井上宜裕「フランスにおける保安処分現状について―保安監置制度の動向を中心に―」佐伯仁志他編「刑事法の

理論と実務②」(二〇二〇年、成文堂) 二六六頁以下参照。

- (6) ベルギー刑法の改正動向については、末道康之「ベルギー刑法改正の動向…刑法改正草案第一編の検討(一)・(二)〔完〕」南山法學四一巻二号(二〇一七年) 一一五頁以下、四一巻二号(二〇一八年) 二二三頁以下参照。

(未完)